

別 添

入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート調査結果

令和 7 年 1 0 月

ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課

入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート（対象：公社派遣等を除く管理職のみ）

回答数 122名

回答率 92.4%（管理職員数132名）

問1 あなたの職種を以下のなかから選んでください（答えは1つ）。

- 1 事務等 92名（75%）
- 2 技術（建築、土木、機械、電気） 30名（25%）

問2 あなたの職層を以下から選んでください（答えは1つ）。

- 1 部長級 33名（27%）
- 2 課長級 89名（73%）

問3 入札・契約に関する認識について

問3-1 入札・契約のルールなどについて、あなたが以下のなかから妥当と思うものを選んでください（答えは1つ）。

入札参加予定者に対して、予定価格を教示することはできないが、最低制限価格について教示することは問題ない。

2 (2%) 

入札談合とは、国や地方公共団体の職員が、入札に参加しようとする事業者に予定価格等を漏えいして入札の公正を害する行為である。

25 (20%) 

複数の事業者から下見積を取得するのであれば、毎年同じ組み合わせの事業者から取得することは問題ない。

8 (7%) 

入札談合等関与行為防止法は、一般・指名競争入札だけでなく、企画競争（プロポーザル）方式にも適用される。

86 (70%) 

事業者などに対して、区が落札を希望する技術力のある事業者名を伝えることは問題ない。

1 (1%) 

正答は、4。

監督官庁である公正取引委員会の資料によると、入札談合等関与行為防止法2条4項「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）、複数の事業者から提案書の提出を求める場合であれば技術要素のみで評価する選定方法（例えばプロポーザル方式）も該当する、とされている。

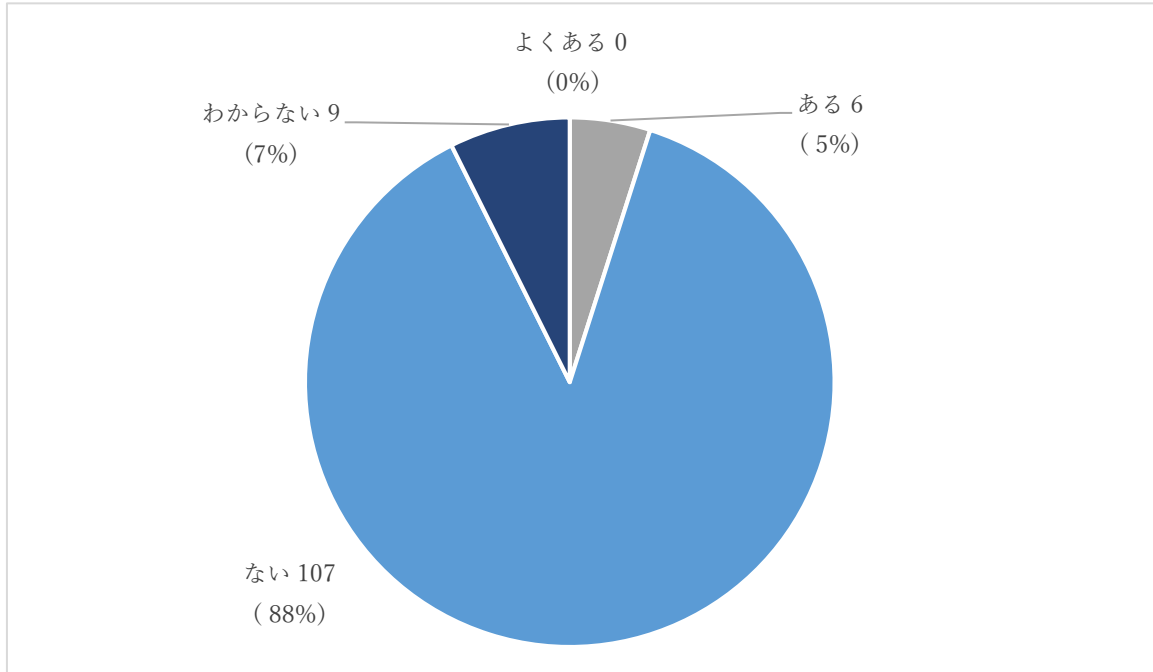
正しく回答できたものは86名（70%）であった一方、10%の管理職が違法行為又は妥当とはいえない行為が問題ないとする選択肢を回答していた。

1、5は入札談合等関与行為防止法違反、地方公務員法（守秘義務）違反となる可能性が高い。3については、毎年特定の事業者が下見積額を提出していることは、予定価格等が推知されやすいため妥当とはいえない。

なお、2の入札談合とは、入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定することであり、「国や地方公共団体の職員が、入札に参加しようとする事業者に予定価格等を漏えい」とは、入札妨害罪（刑法96条の6第1項）の説明であり、入札談合等関与行為防止法においては、入札談合等関与行為である。

【以下の質問には、令和4年4月以降今日までの約3年間について、回答を求めた。】

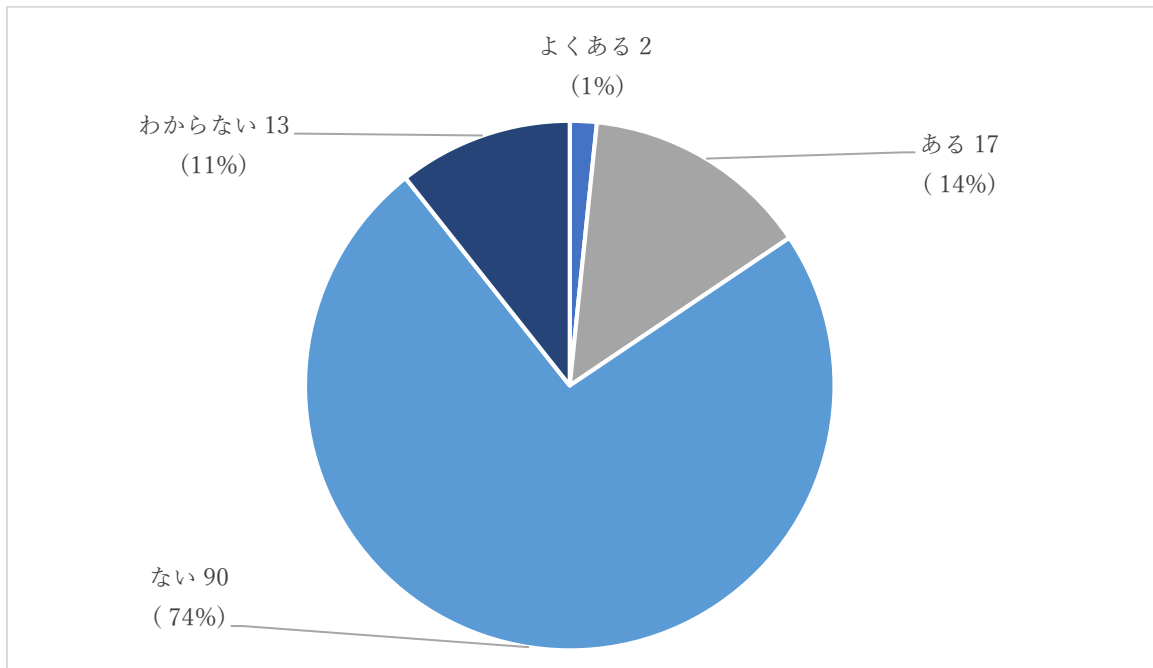
問3-2 あなたは、入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者数及び指名業者名等）が、入札前に外部に漏れていると感じた（または噂として聞いた）ことがありますか（答えは1つ）。



【「よくある」「ある」の理由】

- ① 指名業者相互で連絡を取っているメールが間違っ区に届き、内容から受注調整が疑われる内容であった。
- ② 予定価格と入札価格がほぼ同じことがあった。
- ③ 落札比率が100%に近い案件が多い（ほかに類似の回答が1件）。 など

問3-3 あなたは、入札に関して業者間で落札者や落札金額を決めていると感じた（または噂として聞いた）ことはありますか（答えは1つ）。



【「よくある」「ある」の理由】

- ① エリアにより落札者が決まっているように感じる（ほかに類似の回答が2件）。
- ② 2社で毎年交互に落札している契約がある。
- ③ 指名競争入札で入札したのが1社だけのことがある（ほかに類似の回答が1件）。
- ④ 事業者間で、「入札価格で協力できる」旨のメールが出されている事実を知った（ほかに類似の回答が1件）。

など

問4 議員との関係等について

問4-1 議員から以下の行為を受けたことがありますか（複数回答可）。

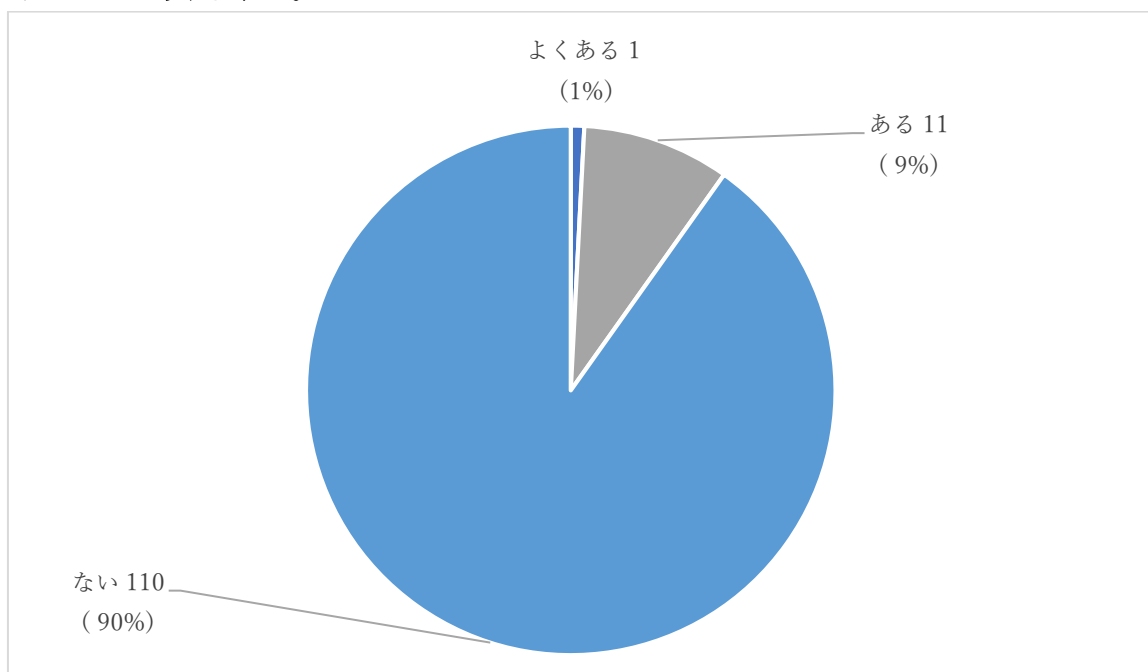
入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者数及び指名業者名等）の提供の依頼	2（2%）
入札・契約に関して、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められたこと	1（1%）
選択肢1及び2（上記）以外の入札・契約に関する特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求	7（6%）
接待、会食又は金品の提供等又はそれらの誘い	0（0%）
ない	114（93%）

【事例の概要】

- ① 議員から入札情報を求められた。
- ② ある事業者を入札に呼んで欲しいと頼まれた。
- ③ 検査が完了していない案件について、業者への支払いを早急に行うよう依頼された。
- ④ 次年度事業の契約相手方の選出

など

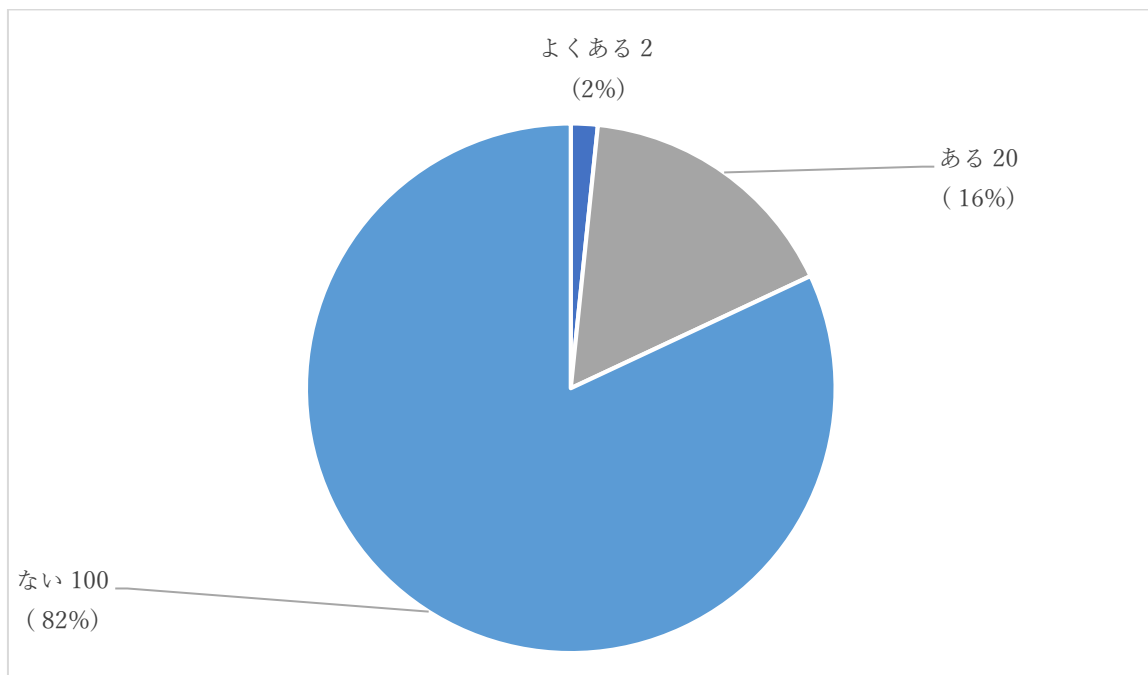
問4-2 議員から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当しない要求（情報提供の依頼等）を受けたことがありますか。



【事例の概要】

- ① 委託事業の仕様書を求められた（契約済みのものを提供）（ほかに類似の回答が1件）。
- ② 担当業務の進捗状況や説明会の開催状況などを求められた。
- ③ プロポーザルの公募状況や審査状況について、適宜報告を求められた。
- ④ 区が導入を検討または今後検討するであろう物品の関係業者を紹介され情報提供を受けた。
- ⑤ 業者の紹介（ほかに類似の回答が1件）。 など

問4－3 議員から「入札・契約に関すること以外」で、強い心理的圧力を感じる要求を受けたことがありますか。



【事例の概要】

- ① ミスや失敗に対する責め
- ② 行政不介入である民民トラブルに対し、議員支援者側に有利に動くように強く言われた。
- ③ 要求に対して毅然とした態度をとった際、担当業務に不適と流布された。
- ④ 威圧的な言動を受けたことがある（ほかに類似の回答が3件）。
- ⑤ 量や時間、方策的に考えると現実的に無理なのにもかかわらず〇〇するべきと強く主張された。
- ⑥ 本会議答弁が納得いかないと電話で怒鳴られた。
- ⑦ 特定の者の利益に資する判断をするよう要求を受けた（ほかに類似の回答が1件）。
- ⑧ 業者の紹介。 など

問 5 利害関係者（事業者又は業界団体）とのかかわり方について

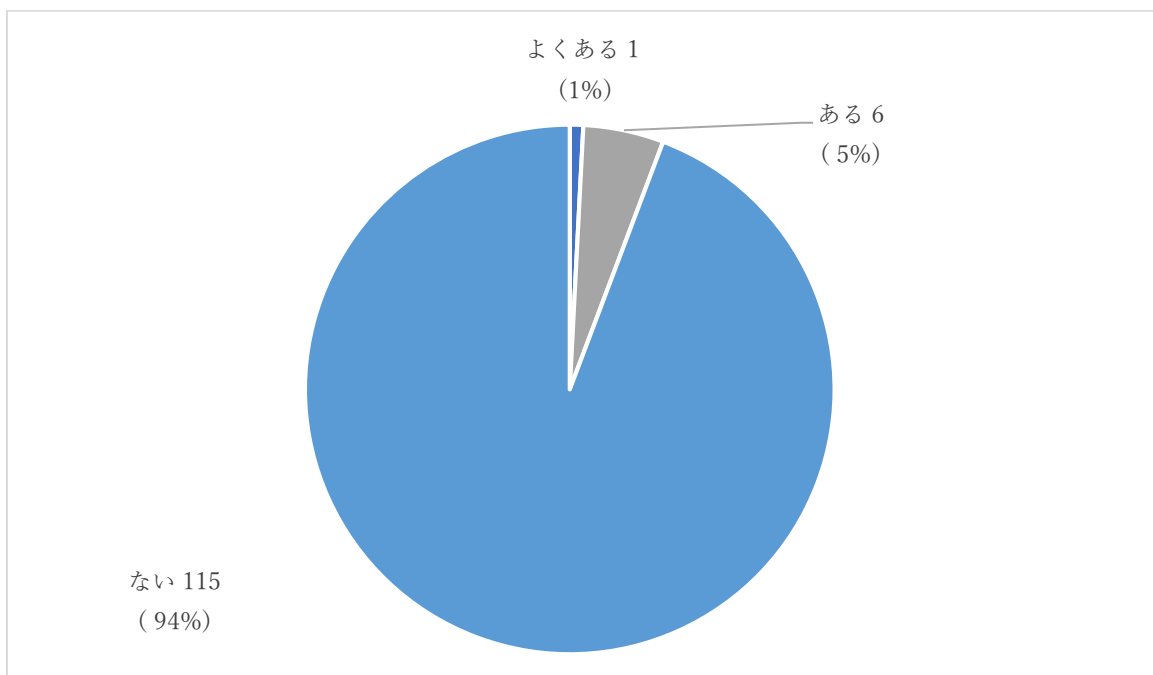
問 5－1 事業者又は業界団体から以下の行為を受けたことがありますか（複数回答可）

入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者数及び指名業者名等）の提供の依頼	1（1%）
入札・契約に関して、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められたこと	1（1%）
選択肢 1 及び 2（上記）以外の入札・契約に関する特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求	3（2%）
接待、会食又は金品の提供等又はそれらの誘い	3（2%）
ない	115（94%）

【事例の概要】

- ① 業界団体の新年会
- ② お中元が送られてきたので開封せずそのまま返送した。
- ③ 営業活動の一環として、特定の業者の利益につながることを、暗に依頼された（断った）。
- ④ 入札予定案件について、特定の事業者が参加する見込みがあるかという問い合わせを受けた。

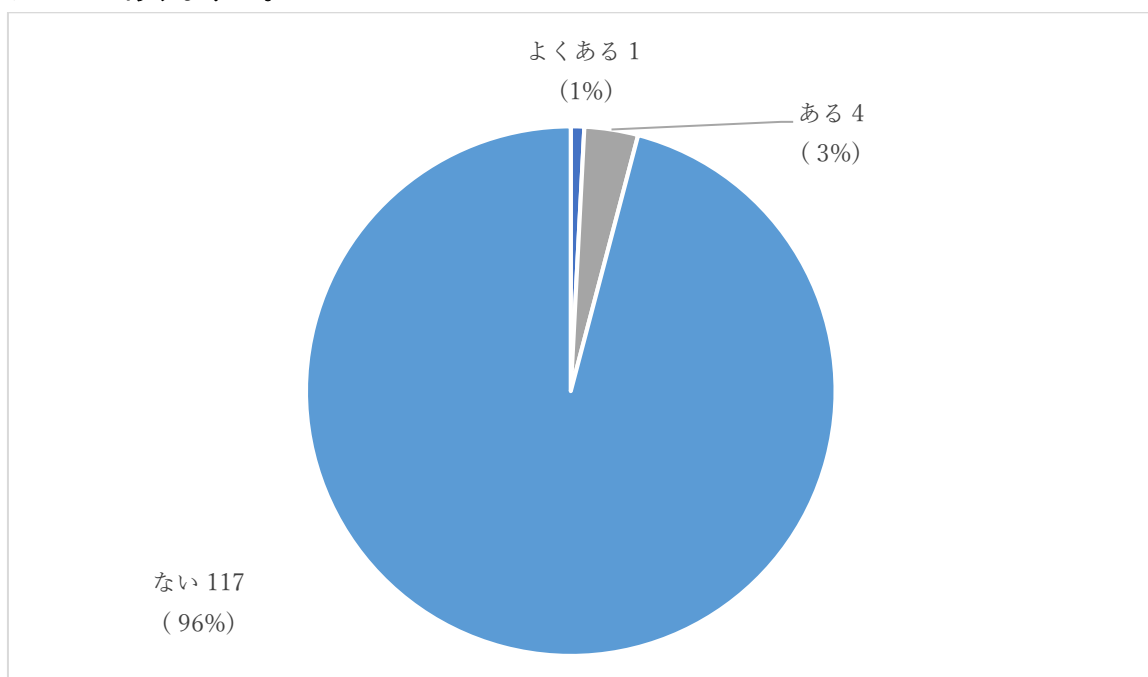
問 5－2 事業者又は業界団体から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当しない要求（情報提供の依頼等）を受けたことがありますか。



【事例の概要】

- ① 委託事業の仕様書の提供依頼（契約済みのものを提供）
- ② 区議会議員同席のもと契約内容に叱責を受けたことがある。
- ③ 業界団体などは、自身に利益が大きいと、議員に伝えるなどの発言が多い。
- ④ 入札・契約の状況などの情報提供依頼
- ⑤ 区内本店発注や落札者に対する入札参加制限の要求（ほかに類似の回答が 1 件）

問 5－3 事業者又は業界団体から「入札・契約に関すること以外」で、強い心理的圧力を感じる要求を受けたことがありますか。



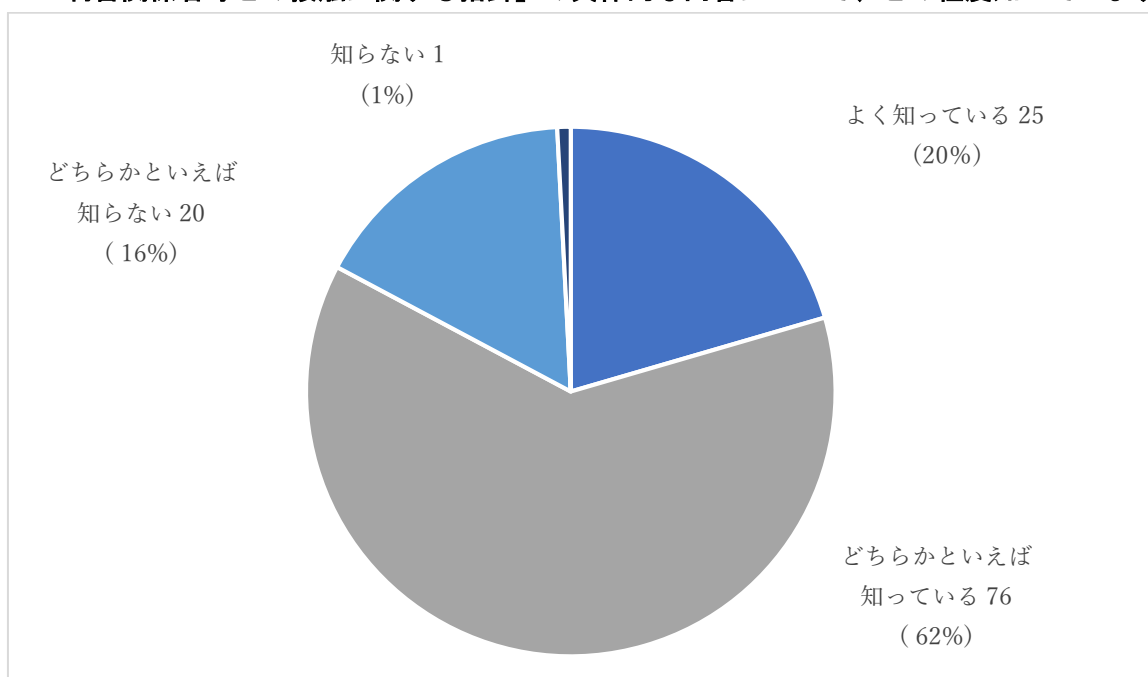
【事例の概要】

- ① 補助金の審査や支出について、早急に対応するよう必要以上に催促された。
- ② 関連団体からは頻繁に強い心理的圧力を感じる要求を受けている。
- ③ 補助金についての要請

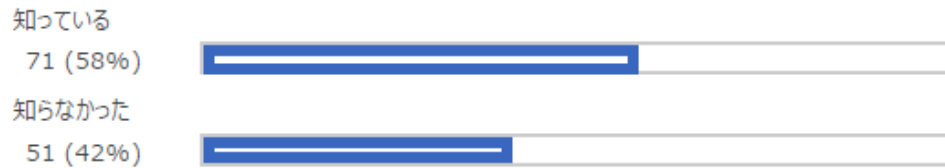
など

問 6

問 6－1 「利害関係者等との接触に関する指針」の具体的な内容について、どの程度知っていますか。



問 6－2 「利害関係者等との接触に関する指針」の規定では、職務上の必要性があつて正当な対価を支払う場合、上司の承認を得れば、利害関係者と会食をともにすることができるとされていますが、その上司の承認は“事前に”“書面にて”得ることとされていることを知っていますか。



問 6－3 「利害関係者等との接触に関する指針」の規定では、利害関係者等から職員の自宅や職場に贈答品が贈られた場合、その職員は直ちに上司に当該贈答品を持参するとともに届け出ることとされていることを知っていますか。



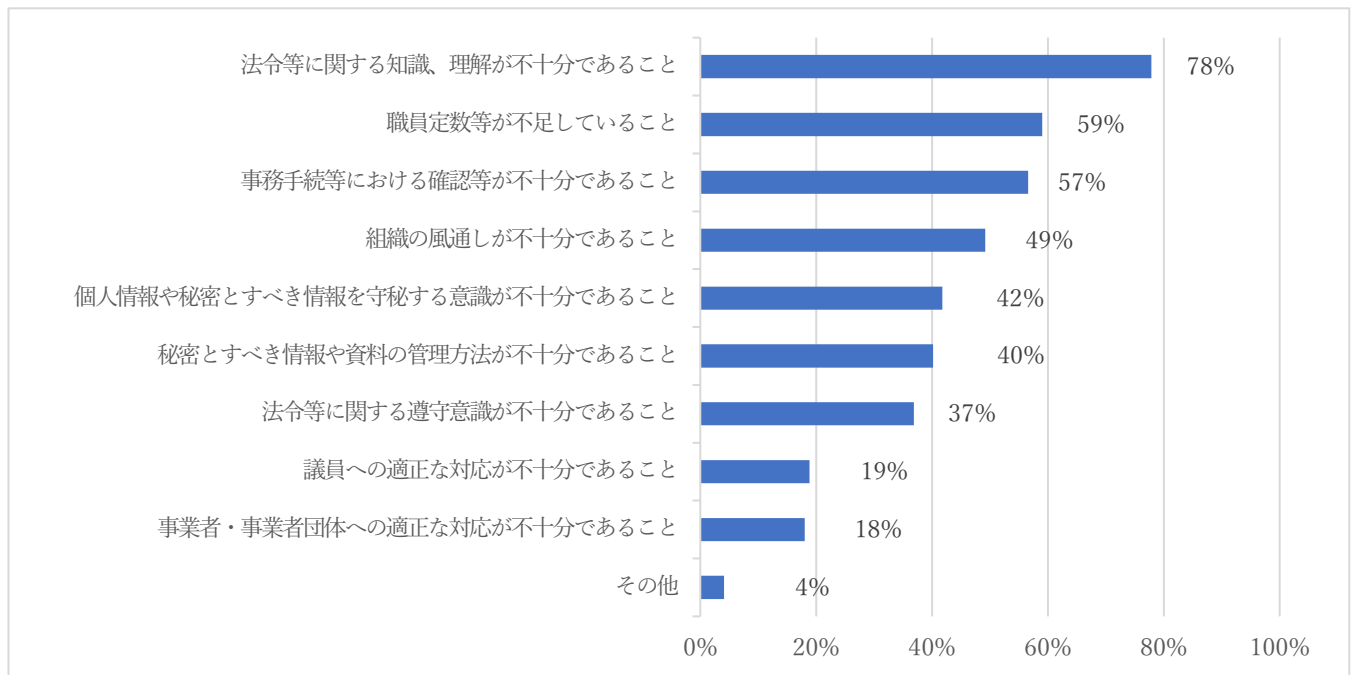
問 6－4 「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」の規定では、匿名の公益通報ができることを知っていますか。



問 6－5 「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」は、職員は、当該要綱で規定する内部通報に該当すると考える事案について、公益監察員や公益監察事務局に通報できるほか、係長以上の上司に対しても報告や相談できる規定であることを知っていますか。



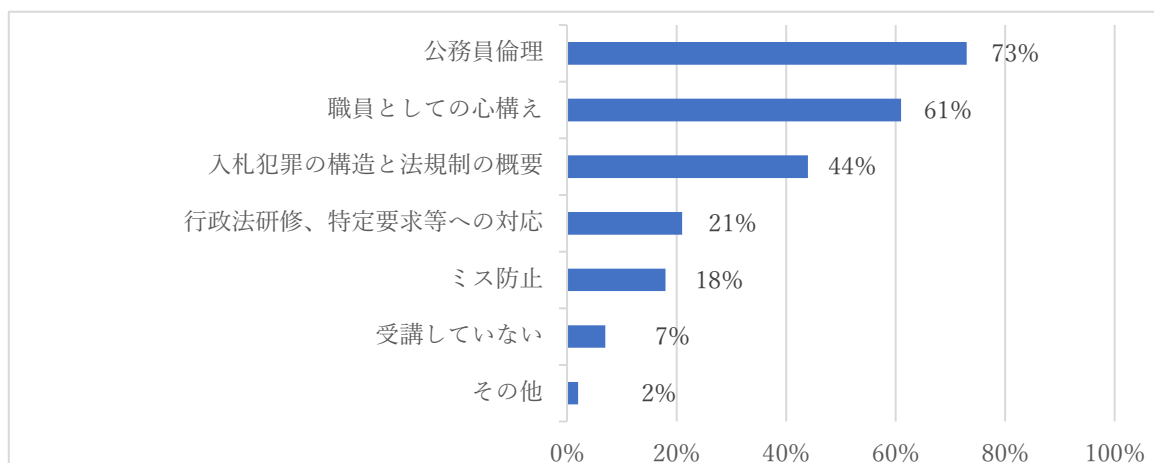
問7 職員倫理上、組織運営上の課題として重要と考える事項を選んでください（上位6つまで）。



【その他】

- ① 特に民間経験のある職員の意識改革。
- ② 支援が必要な職員が多すぎて、職場に負担がかかっており、そのことがさらに体調を崩す職員を発生させていることを改善する必要がある。
- ③ 区全体で法令順守の意識が低い。（上に言われるとそのまま実行する）
- ④ 公正取引委員会に区の工事発注要件である区内事業者優先を問うて欲しい。
- ⑤ 要因や課題をどれか特定することは難しい。

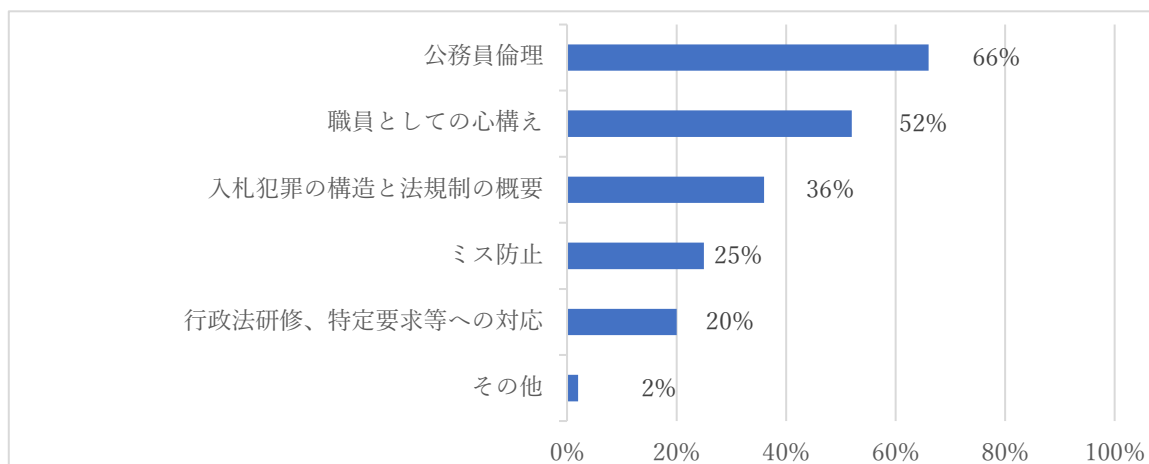
問8 “昨年度”受講した公務員倫理に関する研修について、あてまるものをすべてお答えください。



【その他】

- ① 特別区研修所で実施する不当要求対応に関する研修。

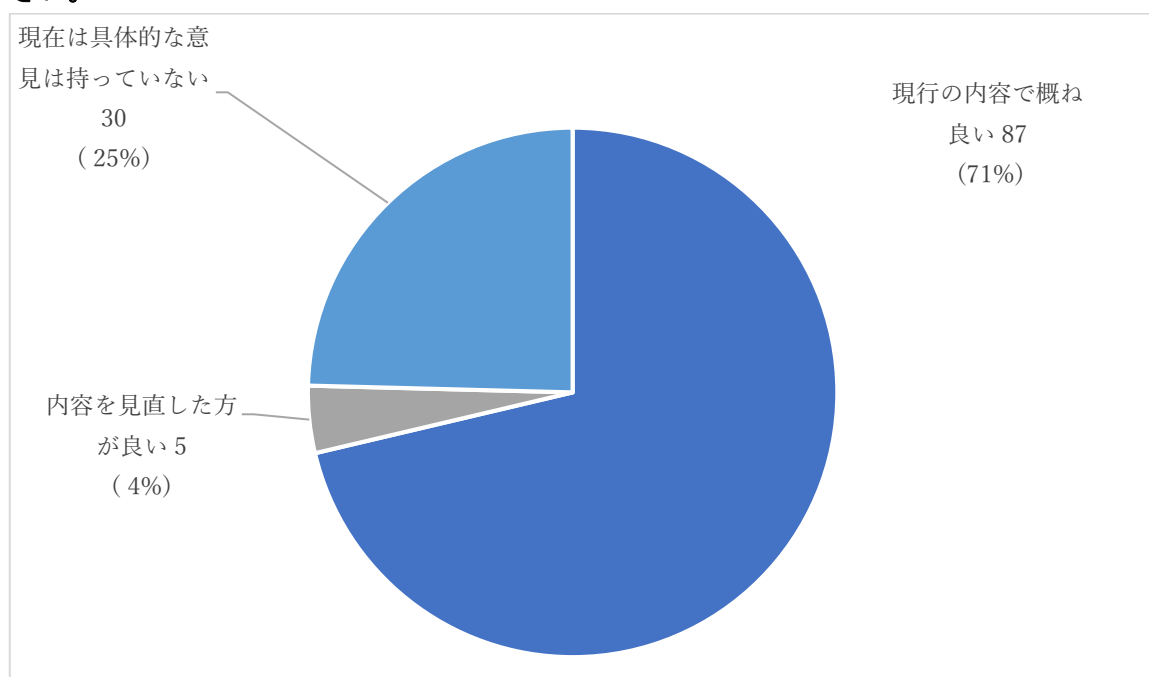
問9 これまでに受講した公務員倫理に関する下記の研修のなかで、有益だった研修を選んでください（上位3つまで）。



【その他】

- ① タイトルとその受講内容が合致しないので、分からない。

問10 公務員倫理に関する研修（Webによる研修を含む）内容について、妥当と考えるものを選んでください。



【「内容を見直した方がよい」の具体的な提案】

- ① 庁内・外において変化が激しいので、常に新しい情報を取り入れていくべき。
- ② 同じ内容を繰り返していても慣れてしまうので、出来るだけ切り口を変えた方がよい。
- ③ 定期的に習熟度を測る内容になると、さらに良いと感じる。

問 1 1 自由意見：入札・契約制度、公務員倫理等に関して、ご意見があれば、自由にご回答下さい。

- ① 入札・契約制度では、一般建設業許可事業者の入札参加要件の緩和や地域要件の緩和を行うとともに、指名競争入札を公募型指名競争入札に切り替えることで、競争性を回復し、入札不調を減らす改善をすべきと考える。
- ② 部署間での情報共有が重要であるのは言うまでもないが、一方でこの区では「なるべく情報をオープンにする」という力学が悪い方向に働いており、こちらが提供した情報（当たり前内部に留めておくべき情報）まで平然と外部に共有されていることが多い。要配慮個人情報扱うことが多い部署の人間として、内部の情報共有ですら細心の注意を払わねばならず、とても仕事がやりづらい。
- ③ 分割発注が厳しく指摘される中で、所管課は類似の契約をまとめて行おうとする。それにより、仕様書が複雑化し、事業者がこちらの求める内容をくみ取れない例がある。どのような契約をどのように分けたら、分割発注となるのか。参考事例は確認したが、事例にない場合（例えば、印刷契約において、保管場所の関係で、納期を分けたり、残数を見たうえで発注する）場合は、分割になるのか。事後的な指摘事項の共有より先に該当の疑いがある事例を示すべき。
- ④ 公務員倫理研修は、当たり前のことを講演会形式で行っていると記憶しています。しかしながら、基礎基本を定期的に振り返ることは重要で私も研修の度に襟を正そうと思っています。古臭い形式でもよいので、職員に対して基礎基本をしっかりと伝えてほしい。
- ⑤ なんでも話し合える組織風土の醸成は必要。
- ⑥ 入札・契約制度、公務員倫理については、今後も継続的に研修を実施すべきである。